

件名	愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例
主管課	警察本部生活環境課
根拠法令等	古物営業法(昭和24年法律第108号) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)
<p>【改正の概要】</p> <p>古物営業法が改正され、地方公共団体の手数料の標準に関する政令で定められた手数料の根拠条例の項ずれが発生したことに伴う条例改正</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正する条例 愛媛県警察関係事務手数料条例（平成12年愛媛県条例第35号） 2 改正箇所 別表（第2条、第3条、第6条、第7条関係） （改正前） <ol style="list-style-type: none"> 3 古物営業法第7条第4項の規程に基づく許可証の書換え →（改正後） <ol style="list-style-type: none"> 3 古物営業法第7条第5項の規程に基づく許可証の書換え 	
施行日	令和2年4月1日
【その他参考事項】	

